

(様式第1号)

## 高槻市保育所等の広域利用に関する同意書

年　月　日

高槻市長

保護者住所

保護者氏名

保護者氏名

児童氏名

広域利用を希望するにあたり、この同意書の内容を理解し、遵守します。

### 高槻市に居住する児童が他市町村の保育所等を希望する場合

1. 広域利用の利用調整及びその結果（内定等）の有効期間は、里帰り出産の事由によるときは出産後8週間を経過する日が属する月の末日まで、それ以外の事由によるときは当該年度末までとする。ただし、広域利用を希望する児童が、高槻市内の保育所等が利用可となったときは、当該児童の保護者から他市町村の保育所等の希望の取り下げがあったものとみなす。
2. 広域利用をしている児童が高槻市内にある保育所等の利用を希望しており、その利用が可能となったときの広域利用の利用調整結果については、高槻市内の保育所等の利用を開始する月の前月の末日まで有効とする。
3. 原則、他市町村の定める期日の10日前（閉庁日の場合は、前閉庁日）までに、必要書類を付して、本市に提出しなければならない。
4. 広域利用している児童の保護者が翌年度においても継続して広域利用を希望するときは、改めて、高槻市を通じて他市町村に利用調整の申込みを行う必要がある。

### 他市町村に居住する児童が高槻市の保育所等を希望する場合

1. 広域利用の期間は、里帰り出産の事由によるときは出産後8週間を経過する日が属する月の末日まで、それ以外の事由によるときは当該年度末までとする。
2. 広域利用している児童の保護者が翌年度においても継続して広域利用を希望するときは、他市町村から高槻市に広域利用の利用調整の申込みを行う必要がある。なお、里帰り出産の事由によるときはこの限りではない。
3. 高槻市内の保育所等を利用しており、他市町村に転出後もその保育所等の利用を希望し承諾された場合は、保育所等と再契約することとし、広域利用の期間は従前の契約内容によらず当該年度末までとする。